

ベルギー ビジネスガイド

2018年1月



三井住友銀行
グローバル・アドバイザリー部

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できると思われるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部の引用、複写、転送、開示をされることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

1. 基本情報	2
2. 概要	
2.1 特徴	3
2.2 巨大なEU域内市場	4
2.3 発達した物流インフラ	5
2.4 質の高い労働力	6
3. 主要経済指標	7
4. 外資規制	8
5. 投資優遇措置等	9
6. 進出手続き	
6.1 進出形態	10
6.2 会社設立の流れ	11
7. 税制	
7.1 所得課税	12
7.2 付加価値税	13
7.3 国際課税	14
8. 貿易・為替管理制度	15
9. 労働事情	16

- ◆ 欧州中心部に位置し、欧州連合(EU)や北大西洋条約機構(NATO)等の本部が立地。
- ◆ 3地域(ブリュッセル首都圏地域、フランダース地域、ワロン地域)、3言語圏、10州から成る連邦国家で、多様な文化が共存。

国名	ベルギー王国 (Kingdom of Belgium)
面積	3万528平方キロメートル (日本の約12分の1)
人口	1,132.2万人(2017年)
名目GDP	4,670億ドル(2016年)
首都	ブリュッセル 人口118万人(2015年)
言語	オランダ語(注)、フランス語、ドイツ語
宗教	カトリック(75%)
政体	立憲君主制
首相	シャルル・ミシェル (仏語系自由党(MR)、2014年10月就任)
議会	二院制 (上院60議席/下院150議席)



(出所)外務省ウェブサイト

(注)ワロン地域内リエージュ州の東部に一部ドイツ語圏が存在。

(出所)外務省ウェブサイト、ジェトロウェブサイト、IMF「World Economic Outlook」2017年4月版等

(注)ベルギーで使われているオランダ語はフラームス語(フラマン語、フランデレン語、フランドル語)と従来称されることが多かったが、現在ではオランダ語という呼称にほぼ統一されている。

- ◆ 優れた投資環境や整ったビジネスインフラを求めて、世界中からグローバル企業が進出。

1. 優れた投資環境

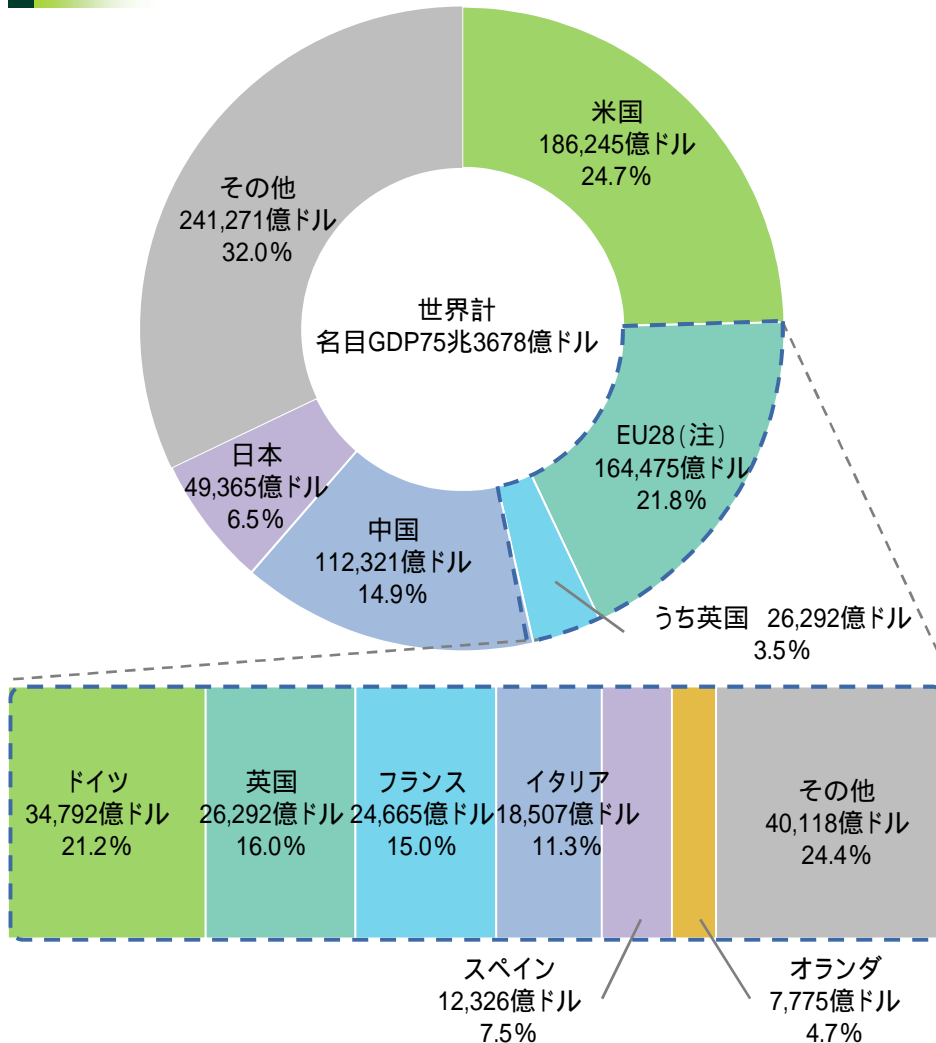
- (1) 欧州の中央に位置し、巨大なEU域内市場へのアクセスが可能
- (2) 欧州主要機関、国際的研究機関の多くが立地し、多様な情報が集積
 - 欧州連合主要機関(欧州理事会・欧州議会・閣僚理事会・欧州委員会)、北大西洋条約機構(NATO)をはじめとした国際機関の拠点がブリュッセルに所在。
 - フランダースには4つの有力な研究センターが存在。IMEC(ナノテクノロジーにおいてヨーロッパを代表する独立研究センター)、VITO(エネルギー・環境・新素材の分野で最新の科学知識を実際に応用する研究を实践)、VIB(バイオテクノロジーの研究を实践)、IBBT(情報通信技術全般の研究を实践)。
- (3) 魅力的な税制
 - 各種投資優遇税制、事前裁定制度(ルールリング)、キャッシュフロー負担を軽減する輸入VAT繰延制度に加えて、法人税軽減等の税制改正の予定。

2. 整ったビジネスインフラ

- (1) 発達した物流インフラ
 - ドイツ、フランス、オランダ、ルクセンブルクと国境を接し、英国とは北海を挟んだ隣国として、高度に国際化が進展。交通インフラ(空港・高速道路・港湾等)が整備され、周辺国へのアクセスが容易。
- (2) 質の高い労働力
 - 多言語が話せる人材の雇用が容易。
 - 教育水準が高く、国内に生産性の高い労働力が豊富。IMD WORLD TALENT RANKINGにおいて2017年は世界第3位。

(出所)日白協会兼商工会議所「ベルギー進出日系企業の状況(2012年)」等を基に作成

世界とEUのGDPの内訳(2016年)



(出所) IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

(注)「EU28」は、EUに加盟する、以下28カ国の合計を示す。

ドイツ・英国・フランス・イタリア・スペイン・オランダ・ベルギー・オーストリア・ルクセンブルク・ブルガリア・チェコ・デンマーク・エストニア・アイルランド・ギリシャ・クロアチア・キプロス・ラトビア・リトアニア・ハンガリー・マルタ・ポーランド・ポルトガル・ルーマニア・スロベニア・スロバキア・フィンランド・スウェーデン

個人消費規模(2015年)

順位	国名	個人消費 (億ドル)	人口 (百万人)	一人当たり (千ドル)
1	米国	122,837	321	38
	EU合計	91,871	507	18
2	中国	42,514	1375	3
3	日本	24,791	127	20
4	英国	18,577	65	29
5	ドイツ	18,144	82	22
6	フランス	13,326	64	21
7	インド	12,591	1283	1
8	ブラジル	11,234	204	5
9	イタリア	11,111	61	18
10	カナダ	8,942	36	25
参考	ベルギー	2,331	11	21

(出所) 国際連合「UNdata」、IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

- ◆ 欧州の中心に位置し、欧州各国への良好なアクセスが可能。
- ◆ ベルギーは国際物流競争力ランキングの中で出港手続の効率性、荷送状況の追跡可能性、および目的地への期日内出荷といった項目で上位を占め、総合でも第6位と高い物流競争力を誇る。

ベルギーからのアクセス(航空機)



(出所)外務省ウェブサイト

国際物流競争力(LPI)比較(2016年版)

【対象全160カ国中各項目について上位5カ国抜粋】

順位	出港手続の効率性		荷送状況の追跡可能性		目的地への期日内出荷	
	国名	スコア	国名	スコア	国名	スコア
1	ルクセンブルグ	4.24	スウェーデン	4.38	ルクセンブルグ	4.80
2	ベルギー	4.05	オーストリア	4.36	ドイツ	4.45
3	香港	4.05	ドイツ	4.27	スウェーデン	4.45
4	スウェーデン	4.00	ベルギー	4.22	ベルギー	4.43
5	シンガポール	3.96	米国	4.20	オランダ	4.41

【LPI 調査概要】

- ・160カ国について調査。
- ・評価項目は右記の通り。
- ・6項目の総合評価により順位を決定。

(評価項目)

- 出港手続の効率性
- 港湾・鉄道等インフラの質
- コスト
- ロジスティックサービスの質
- 荷送状況の追跡可能性
- 目的地への期日内出荷

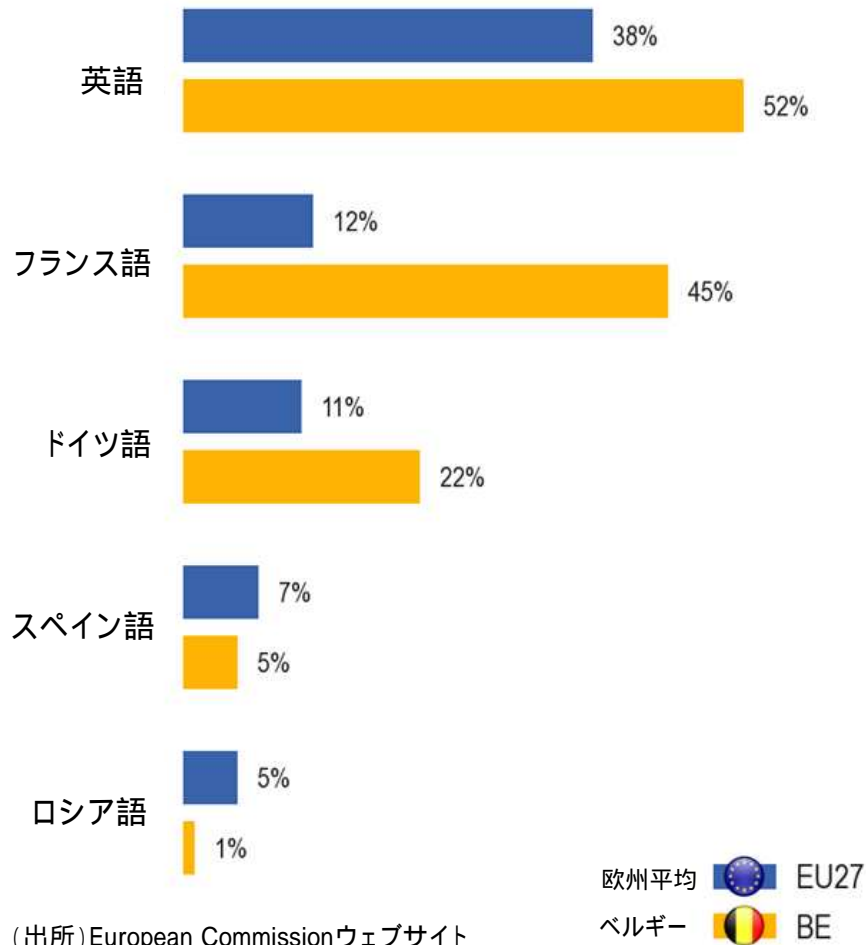
(出所)世界銀行「LPI Global Rankings 2016」

2.4 概要「質の高い労働力」

Information Only

- ◆ 多言語を話せる人材が多く、特に国民の過半数は英語を話す。
- ◆ 自国の人材の育成、海外からの優秀な人材の受け入れ等に注力しており、人材の競争力が高い。

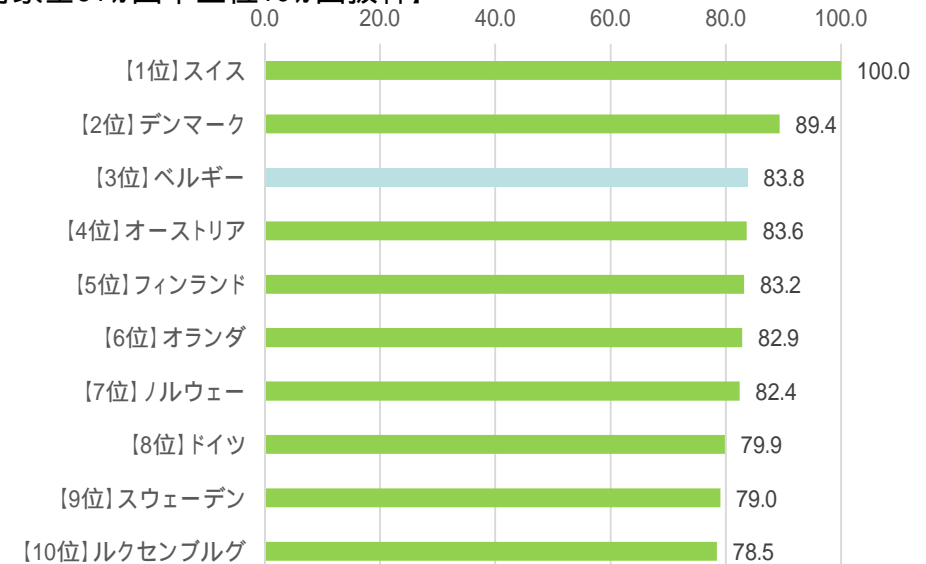
外国語話者の割合 (2012年)



(出所) European Commissionウェブサイト

IMD WORLD TALENT RANKING (2017年)

【対象全61カ国中上位10カ国抜粋】



IMD WORLD TALENT RANKING概要

3つの要因に基づいて、企業の人材を養成・誘致・維持する国の能力を0-100のスコアで評価

Investment and development: 地域の人材への投資状況を反映

Appeal: 自国で育った人材を維持し海外の人材を誘致する能力を反映

Readiness: 市場の需要を人材プールで満たす国の能力を反映

IMDはスイスのローザンヌに拠点を置く世界有数のビジネススクール
 2012年と2013年には、IMDのMBAプログラムはフィナンシャル・タイムズによる公開プログラムに関する評価で世界第1位にランクイン

(出所) IMD WORLD TALENT RANKING報告書

3. 主要経済指標

Information Only

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
GDP	名目GDP(億米ドル)	4,845	5,275	4,982	5,203	5,326	4,553	4,670
	実質GDP成長率(%)	2.7	1.8	0.1	0.1	1.7	1.5	1.2
	1人当たりGDP(米ドル)	44,691	47,951	44,900	46,611	47,636	40,520	41,283
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	85	57	3	17	36	20	46
	経常収支対GDP比(%)	1.8	1.1	0.1	0.3	0.7	0.4	1.0
	貿易収支(億米ドル)	47	135	124	88	60	28	65
	輸出	2,715	3,237	3,009	3,127	3,148	2,548	2,777
	輸入	2,762	3,372	3,134	3,215	3,209	2,519	2,712
	外貨準備高(億米ドル、年末)	165	179	186	181	166	164	151
	対外債務残高(億米ドル、年末)	13,848	14,606	13,841	13,080	12,909	11,422	12,031
景気指標	失業率(%)	8.3	7.2	7.5	8.5	8.6	8.5	8.0
	消費者物価上昇率(%)	2.3	3.4	2.6	1.2	0.5	0.6	1.8
	鉱工業生産指数上昇率(%)	10.8	4.8	2.0	0.9	1.0	0.1	4.3
財政・金融指標	政策金利(%、年末)	1.00	1.00	0.75	0.25	0.05	0.05	0.00
為替・株	為替レート(USD/EUR、年平均)	1.327	1.391	1.286	1.328	1.329	1.110	1.107
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		227	265	259	241	228	232	229

(出所) CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

- ◆ 外資企業への参入規制はなし。
- ◆ 一部の業種では、内資・外資を問わず、地方政府の事前許可が必要。

外資規制

項目	規制内容
禁止業種・制限業種	<p>次の職種では、内資・外資にかかわらず、地方政府の各分野の監督機関による事前許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール製造、販売業 ・会計士 ・一部の医療業務 ・タバコ製造、販売業 ・不動産業 ・銀行業 ・貸付仲介業 ・保険業 ・輸送業 ・石油製品業 ・医薬品業 ・食品製造、加工、販売業 ・ホテル業 ・旅行業 ・貴金属加工 ・武器製造・販売業 ・リース業 ・危険または不衛生な業種 ・環境を害する業種、爆薬を使用する業種 ・その他

項目	規制内容				
禁止業種・制限業種	<p>次の業種は、企業活動に必要な専門能力を備えていることを証明しなければならない。知識や能力の証明は、資格・証明書や十分な職業経験、または各地域政府が実施する試験により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築業 ・車輛販売および修理 ・美容業 ・肉の卸売業 ・レストラン業 ・パン製造業 ・冷蔵庫取り付け業 ・その他 				
出資比率	規制なし				
外国企業の土地所有	規制なし				
資本金に関する規制	<p>最低資本金</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社 (SA)</td> <td>61,500ユーロ</td> </tr> <tr> <td>有限会社 (SPRL)</td> <td>18,550ユーロ</td> </tr> </table>	株式会社 (SA)	61,500ユーロ	有限会社 (SPRL)	18,550ユーロ
株式会社 (SA)	61,500ユーロ				
有限会社 (SPRL)	18,550ユーロ				
その他	特になし				

(出所) ジェトロウェブサイト

- ◆ 研究・開発活動に対して、連邦政府と地域政府が奨励業種を策定。様々な優遇措置を供与。
- ◆ 運輸・ロジスティクス、生命科学、情報通信技術、農産物加工等が重点分野。

奨励業種・投資優遇措置

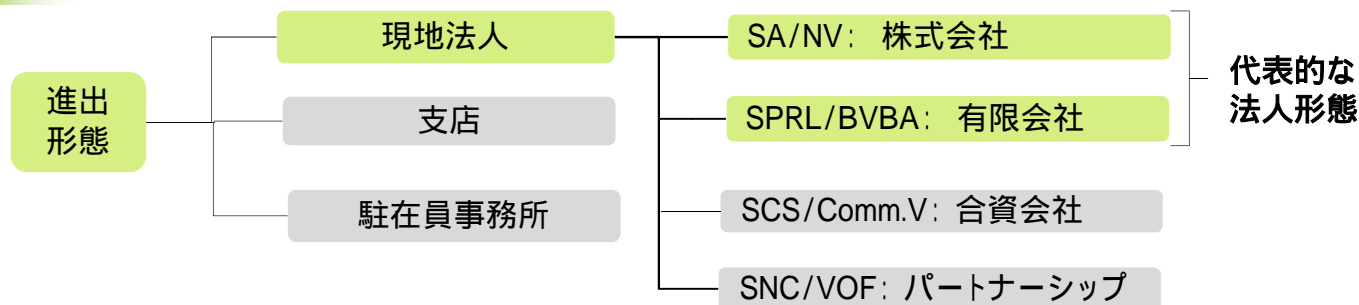
地域	ブリュッセル首都圏	フランダース	ワロン
優先セクター	<ul style="list-style-type: none"> ・生命科学 ・情報通信技術 ・国際機関 (産業団体、NGO等も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産食品 ・運輸、ロジスティクス ・生命科学 ・エネルギー ・情報通信技術 ・自動車 ・自転車 ・化学 ・マイクロ、ナノエレクトロニクス ・繊維 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物加工品 ・航空宇宙 ・エンジニアリング、新素材 ・運輸・ロジスティクス ・生命科学 ・環境技術
投資補助金	ブリュッセル市内での新事業への投資に対して年間35万ユーロを上限に最大15%を補助するスキームあり。	一定の要件を満たす戦略的プロジェクトに対する補助金、R&Dへの助成金等の優遇措置あり。	産業セクターや、雇用創出、資本金額、立地に応じて企業を対象とした補助金があり。

	内容
投資促進のための税制	<p>連邦および各地域政府において、投資促進のために以下のような優遇税制を供与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発投資の加速償却：3年 ・ みなし利息控除：資本により事業活動の原資を得ている場合、資本を借入とみなして、利息(適用利率は企業規模により異なる)相当額を課税所得から控除 ・ 繰越欠損金：原則、無期限の繰越が可能 ・ イノベーション収入に対する税控除：知的財産権(特許権、ソフトウェアライセンス等)収入の最大85%を課税所得から控除 ・ 投資所得控除：投資価額の一定割合または減価償却費の一定割合を課税所得から控除。特に省エネ・ハイテク・研究開発等への投資に対して控除額が増額 ・ 固定資産の譲渡益に対する課税の繰延：固定資産への再投資の場合、資産の償却年数に応じ課税を繰り延べる ・ 外国人特別税制：外国人従業員(外国人エグゼクティブ、専門家等)の赴任を奨励する税制優遇 ・ 事前裁定制度(ルーリング)：課税関係の明確な見通しが可能

(出所) ジェトロウェブサイト等を基に作成

◆ 多国籍企業は株式会社(SA/NV)、事業規模が小さい会社は有限会社(SPRL/BVBA)を採用するケースが多い。

ベルギーにおける法人形態



日本企業の現地法人数は166社
(2017年時点)

SA/NV(株式会社)	155社
SPRL/BVBA(有限会社)	8社
その他	3社

(出所)ベルギー王国大使館ヒアリング

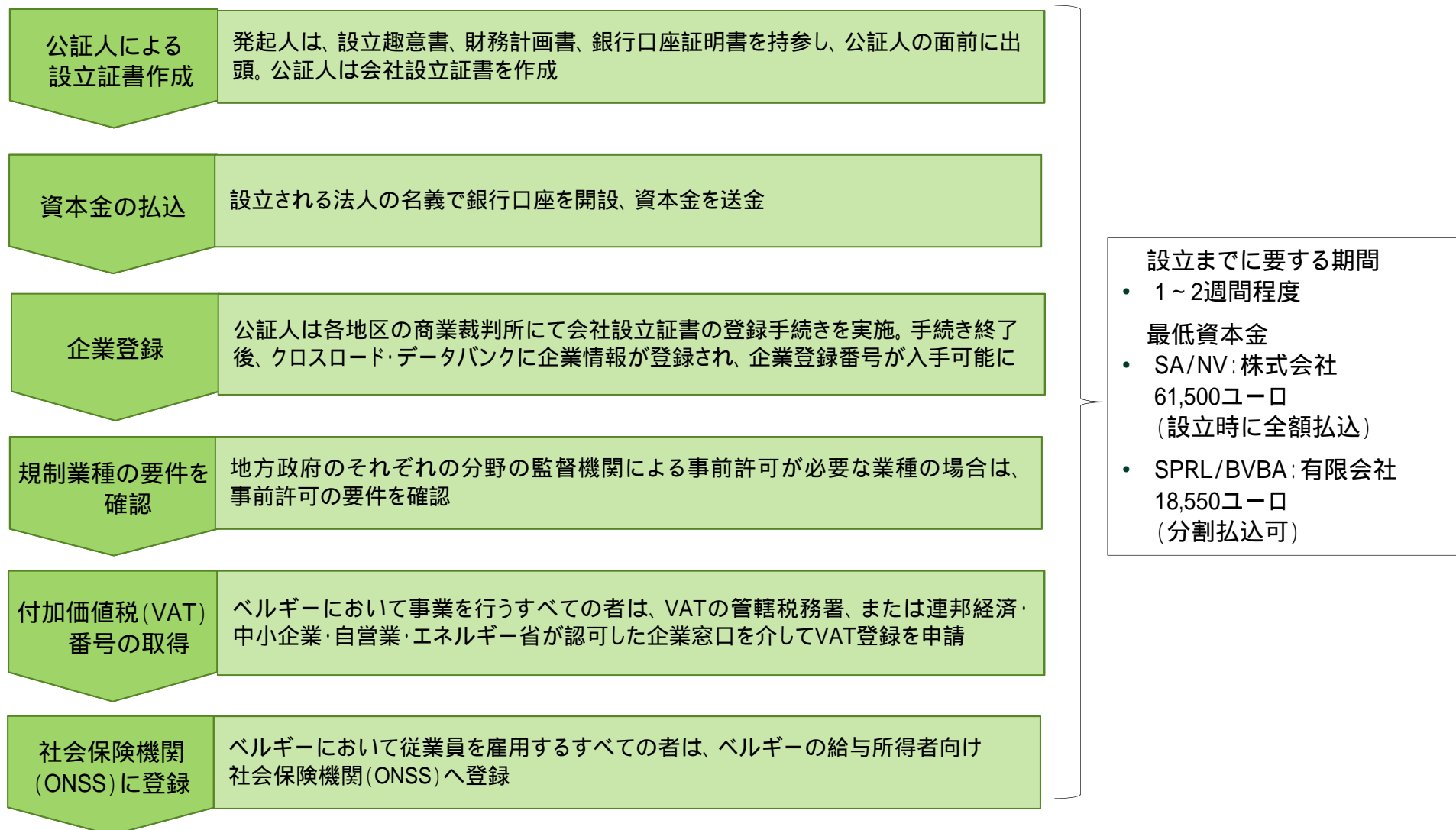
株式会社(SA/NV(注))と有限会社(SPRL/BVBA(注))の相違点

種別	株式会社(SA/NV)	有限会社(SPRL/BVBA)
正式名称	Société Anonyme (SA: フランス語) Naamloze Vennootschap (NV: オランダ語)	Société de Personnes à Responsabilité Limitée (SPRL: フランス語) Besloten Vennootschap met Beperkte Aansprakelijkheid (BVBA: オランダ語)
最低資本金	61,500ユーロ	18,550ユーロ
株式の譲渡制限	無 ・ 定款あるいは株主間契約で定めることにより一定の制限を加えることが可能。	有 ・ 譲渡の対象となる株式を除く、4分の3以上の株式を保有する出資者の半数以上の同意が必要)
株式	記名株式、無記名株式	記名株式
組織体制	株主 : 2名以上の法人あるいは個人 取締役: 原則3名以上。2名の株主のみにより構成される会社は2名でも可	株主: 単独または複数の個人あるいは法人 株主が単独株主の場合、すべての会社債務と法的責任に対し連帯責任を負うので、当該株主は1年以内に2人目の株主を立てるか、あるいは会社を清算することが推奨される
法定監査人	小規模会社に該当しない限り、法定監査人を任命する必要がある。監査人の任期は3年間 ・ 連続する2会計年度の決算日に下記条件の2つ以上に該当する会社は小規模会社に該当せず。 条件 年間平均従業員数50人以上、条件 年間売上高(VATを除く)900万ユーロ以上、条件 総資産450万ユーロ以上	

(出所) ジェトロウェブサイト等を基に作成

(注) 本社の所在地により、会社の設立証書を含む公式文書を作成する言語が決定される。フランダース地域ではオランダ語、ワロン地域ではフランス語、ブリュッセル首都圏はオランダ語、フランス語のいずれも可

外資企業の会社設立手続きの流れ



(出所) ジェトロウェブサイト、ベルギー大使館ヒアリング等を基に作成

法人所得税

法人所得税		
	課税所得を有する居住法人または非居住法人	
課税対象者	住所がベルギー国内で登録されている、もしくは、経営管理がベルギー内で行われている居住法人	ベルギー源泉所得のある非居住法人
課税対象	居住法人の全世界所得	非居住法人のベルギー源泉所得
税率	標準税率33% (付加税込33.99%)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 標準税率は2018～2020年に段階的に引下げ予定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年は29% (付加税込29.58%) ・ 2020年は25% (付加税廃止) ● 課税所得が32万2,500ユーロ未満の場合、24.25～34.5%の軽減税率 (超過累進税率方式) が適用される。 	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 有形無形固定資産のキャピタルゲインは、標準税率で課税。ただし、一定の条件を満たす再投資の場合、キャピタルゲインの繰り延べが可能。 ● 株式に対するキャピタルゲインは、原則0.412%で課税。ただし、条件に応じて標準税率もしくは25.75%の課税。 	

個人所得税

個人所得税		
	課税所得を有する居住者または非居住者個人	
課税対象者	ベルギーに住所を有する居住者	ベルギー源泉所得のある非居住者。 ベルギーに一時滞在している、一定の外国人役員、専門家および研究者は、非居住者として扱われる場合がある。
課税対象	ベルギー居住者の全世界所得	非居住者のベルギー源泉所得
課税対象	課税対象は以下の4カテゴリーに区分 <ul style="list-style-type: none"> ● 稼得所得 (勤労所得、役員報酬、自営所得、事業所得、退職所得等) ● 不動産所得 ● 投資所得 (配当、利子、ロイヤルティ等) ● その他雑所得 	
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 25～50%の累進課税。所得税の他に最高9%の地方税が賦課。 ● 非居住者は、ベルギーでのプロフェッショナルインカムが75%以上を占める場合、ベルギー居住者と同じ方法で課税所得を計算。地方税は免除されるが、追加で連邦税7%が課される。 	

(出所) EY「2017 WorldWide Corporate Tax Guide」を基に作成

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

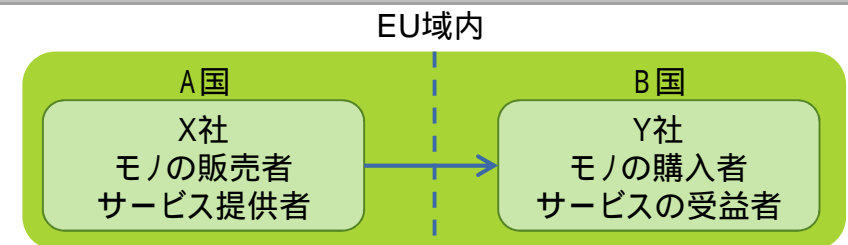
付加価値税

付加価値税 (VAT)	
税率	<p>標準税率: 21%</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定品目には軽減税率が適用されたり、課税が免除される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品、書籍、医薬品等の基本的必需品やレストランサービス、タイヤ、石炭等の特定財・サービスには軽減税率(6~12%)が適用 ・ 新聞、輸出、医療サービス、教育サービス等には課税が免除
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税事業者によってベルギー国内で提供された財・サービス。 ● 課税業者によって他のEU加盟国から取得された財。 ● 輸入業者がEU内取引の特別ルールを適用されるステータスかどうかにかかわらず、EU域外からの財の輸入(下記特記を参照)。
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● ベルギー内で課税対象の取引を行う法人または個人、またはベルギー内でEU内取引または遠隔地販売を行う法人または個人。 ● ベルギー国内でビジネスのための固定的施設を有していない事業がベルギー国内で財・サービスの供給を行う場合、特定の取引についてVAT登録が必要。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入に対するVATは、輸入ライセンス(E.T. 14.000)を取得することで、VAT申告時までの繰延が可能。

EU域内における付加価値税の取扱い

基本原則
<ul style="list-style-type: none"> ● EU域内を跨る規定として、「付加価値税システム指令」が発行。税制の決定権限はEU加盟各国が有しており、税率は国によって差が生じている(標準税率は最低15%)。 ● 納税義務者は「事業者」。モノ・サービスの売上時に、事業者が代金に乗せして請求し、定期的に申告・納付を行う。 ● 最終負担者は「最終消費者」。「前段階税控除システム」により、在欧日系企業の支店・現地法人を含む「事業者」は、付加価値税の還付を受けることができる。 ● 課税地については以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ モノ: 原則物品の供給地(以下例ではB国)で課税 ・ サービス: 原則受益者の所在国(以下例ではB国)で課税

モノ・サービスのEU域内クロスボーダー取引(事業者間)



<リバース・チャージ制度>

- X社はY社のVAT-ID番号を入手し、「EU域内取引報告」で申告。納税義務を購入者に転化。
- Y社は「EU域内取得VAT(加算)」「前段階税(減算)」を両建てで申告。キャッシュアウトは発生しない。

(出所) EY「2017 WorldWide Corporate Tax Guide」、ジェトロウェブサイトを基に作成

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

源泉税

源泉税			
課税対象項目	配当金	利子	ロイヤルティ
租税条約非締結国の受取人に対する支払い	27%	27%	27%
日本の受取人に対する支払い	5%・15% (注)	10%	10%
EU圏の受取人に対する支払い	0%	0%	0%

日本・ベルギー租税条約

- 配当金に対する源泉税は、配当受領者がベルギー子会社の株式を25%以上保有している場合は5%。
- 一定の要件を満たす場合、ベルギー法人が支払う配当に対する源泉税は免除(注)。

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017年版」、ジェトロウェブサイト

(注) 次の要件を満たす親会社に対してベルギー法人が支払う配当金は、ベルギー国内法によりベルギー源泉税が免除される。配当時に、配当を支払うベルギー法人の資本金の10%以上を過去または将来にわたり継続して1年以上保有、EU親子会社指令の附則に記載されたものと類似の法的形態を有していること(日本の株式会社が相当)、EU域内またはベルギーが税務当局間の情報交換を認める条項を含む租税条約を締結した相手国(日本を含む)に設立、企業の設定国の租税法および当該国が第3国と締結した租税条約に則り当該国に税務上の居住地を有するものとみなされること、当該国において特別税制を享受することなく法人税または類似する租税の対象となっていること。(ジェトロウェブサイト)

移転価格税制

移転価格税制	
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ● ベルギー税法は移転価格税制を採用。 ● 2016年1月1日よりBEPS行動計画に基づいた新文書化規則を導入。マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書(CbCレポート)の3つの文書を導入。 ● 連結売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業は国別報告書を作成しなければならない。 ● 連結売上高5,000万ユーロを超える多国籍企業グループのベルギー法人はマスターファイルとローカルファイルを用意しなければならない。 ● 事前価格確認(APA)の利用が可能(5年間有効)。

過少資本税制

過少資本税制	
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の直接株主、個人または役員、管理職、会社の管財人からのローンで負債資本比率が1:1を超える(負債比率が大きくなる)場合。 ● ベルギー税法が規定する金利より会社の借入金利が非常に有利な場合、または金利に対して課税されない企業グループからの借入で、負債資本比率が5:1を超える場合(但し、いくつかの例外あり)。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

- ◆ ベルギーにおける貿易手続きはEU関税法に準拠。貿易政策は国際経済関係局が管轄。
- ◆ 日EU経済連携協定(EPA)が2017年12月に妥結。2019年中に発効する見通し。

為替管理制度

項目	概要
貿易取引	原則自由
貿易外取引	原則自由
資本取引	原則自由
為替相場管理	EU為替管理制度に準拠。ユーロを使用。

貿易管理制度(輸出入品目規制)

輸入	輸出
<ul style="list-style-type: none"> EU規則に準拠。 主な規制品目 特定危険化学品、食品・農水産品、特殊な野生動植物薬物、CEマーク対象製品、廃棄物輸送等 	<ul style="list-style-type: none"> EU規則に準拠。 主な規制品目 二重用途物品、特定危険化学品、農産品、麻薬前駆物質模造品等

関税

輸入関税	
税率	<ul style="list-style-type: none"> 適用関税率はEU規則に準拠し、品目によって異なる 原則的にCIF価格が基準
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> EU域外からの物品輸入時(EU域内の物品移動は非課税)

(出所) ジェトロウェブサイト

EUの主なFTA締結状況(注1)

発効済	<ul style="list-style-type: none"> EFTA(スイスとは別途締結)(注2) スイス チリ 南アフリカ モロッコ ジョージア 	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ 韓国 コロンビア ペルー SICA(注3) モルドバ
その他欧州、地中海諸国等と貿易に関する協定が存在		
合意	<ul style="list-style-type: none"> カナダ シンガポール 	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム 日本(交渉妥結)
交渉中	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN CAN(うち、コロンビア、ペルーとは発効済、エクアドルとは合意済)(注4) GCC(注5) 米国 メルコスール(注6) 	<ul style="list-style-type: none"> マレーシア タイ インド フィリピン アルメニア

(注1) 上記FTAの他、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国との間に貿易協定を含む経済パートナーシップ協定があり、一部の国とは暫定的に発効。

(注2) EFTA = スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン

(注3) SICA = 中米統合機構(グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ、ドミニカ共和国)。ベリーズ、ドミニカ共和国はEUとのFTA対象外。

(注4) CAN = アンデス共同体(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)。

(注5) GCC = 湾岸協力会議(サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、オマーン、バーレーン)。

(注6) メルコスール = 南米南部共同体(ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ)。

◆ ホワイトカラーとブルーカラーで雇用制度が異なる。

ベルギーの雇用制度概要

雇用条件	試用期間	<p>ホワイトカラーの場合 年間賃金37,721ユーロ以下:1ヵ月以上6ヵ月以下 年間賃金37,721ユーロ以上:1ヵ月以上12ヵ月以下</p> <p>ブルーカラーの場合 7日以上14日以下に限定される。期間内は予告期間無しに即時解雇が可能。</p>
	解雇	<p>解雇予告による解雇</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用者が従業員を解雇する際には、従業員に対して書面で解雇を予告する必要がある、その書面に予告期間の始期および期間の長さがわかるように特定する必要がある。 <p>解雇予告によらない解雇</p> <ul style="list-style-type: none"> 解雇予告に代わる解雇補償(予告期間不足分の給与)を使用者が従業員に支払う必要がある。
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> 一日あたり8時間、一週間あたり40時間が原則。 一定の管理職、外勤の営業員およびシフト制の場合にも適用がない。 休暇を与えずに6時間以上継続して勤務させてはならない。 	
休暇制度	<p>年次有給休暇は前暦年の年間勤務日数に応じて与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じてフルタイムで週5日勤務したホワイトカラー労働者の翌年の年次休暇の法定日数は20日である。 ブルーカラー労働者については、前暦年の実労働日数に応じて、最大20日の年次休暇が与えられる。 	

(出所)ジェトロ公表資料

月額賃金 ブリュッセル(注1)

		金額
		ユーロ
製造業	ワーカー(一般工職)	2,875
	エンジニア(中堅技術者)	4,845
	中間管理職(課長クラス)	6,774
非製造業	営業職	2,559
法定最低賃金		1,532
賞与支給額(注2)		月額給与約1ヵ月分相当

		割合
社会保険負担率	雇用者	30.43 ~ 32.15%
	被雇用者	13.07%

(出所)ジェトロウェブサイト

(注1)2014年数値に2015~2016年の年間名目賃金上昇率を乗じて算定。

(注2)年末手当:産業別の労働協約または個別の労働契約に従って通常12月末までに支給

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
